



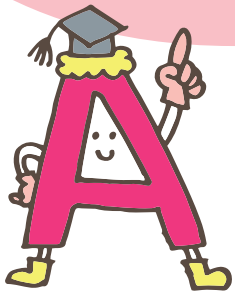
# 相続放棄した後の 実家の管理は誰がする？

## 相談者の気持ち

父が多額の借金を残して亡くなりました。財産といえるものは遠方の古い実家(土地と建物)しかなく、相続放棄しようと考えています。既に母も亡くなり、兄弟姉妹等もいません。相続放棄した後、空き家になった実家の管理は誰がすることになるのでしょうか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



相続財産(遺産)には、借金等のマイナスの財産も含まれ、故人の死亡とともに、相続人がすべての財産を相続するのが原則です。

しかし、相続人は被相続人の死亡から3カ月以内に「相続放棄」をすることで、すべての財産を相続しないことができます(民法915条1項)。

相談者は、この制度を利用して父親が残した多額の借金の相続から逃れることをお考えになっているわけですが、それでは実家の管理もしないですむのかということが問題になります。

相談者には母親も兄弟姉妹もおらず、ほかに相続人は誰もいないので、相談者が相続放棄をすれば、相続財産は民法959条の規定により、国に帰属することになります。

しかし、空き家のまま放置しておけば火災や災害等により周辺に被害を及ぼす可能性もあり、国に引き継ぐまでは、誰かが管理する必要があります。相談者は父親の死亡により、まず相談者が実家を相続しているので、管理の責任も負うことになります。次に、相続放棄をすると相続人ではなくなりますが、「相続放棄をした者は」「(他の)相続人又は相続財産清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間」「その財産を保存しなければならない」(940条1項)とされており、引き続き

管理しなければならないことになります(「保存」というのは管理と同じことになります)。

この条文には「放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは」ということも書かれており、遠方にいる相談者はそもそも管理責任を負わないようにも思えますが、相談者がただ一人の相続人の場合、遠方であっても占有していたものとみなされますので、やはり相談者が管理責任を負います。

そのため、相談者の場合、管理責任から逃れるためには、「相続財産清算人」に実家を引き渡すことが必要になります。

相続財産清算人は裁判所に申し立てて選任してもらう必要があります(普通は弁護士が選任されます)。その際には、申し立てる者が費用を負担しなければなりません。費用には清算人に支払う報酬も含まれるので、数十万円から100万円程度かかることになり、申立て時にあらかじめ裁判所に納付する必要があります(国への引き継ぎに長期間かかる場合、報酬はさらに高額になることもあります)。

相続財産清算人選任の申立てには、必要な書類を整えるだけでも結構な手間がかかりますので、相続放棄も含めて弁護士に依頼されることをお勧めします。